柏市バリアフリー基本構想

〈概要版〉

平成 22 年 3 月 柏 市

目 次

1. バ	リアフリー基本構想の策定にあたって	1
1-1	基本構想策定の背景と目的	1
1-2	基本構想の位置づけと計画期間	3
2. 基	本構想の目標とバリアフリー化の方針	4
2-1	基本構想の目標	4
2-2	重点整備地区とバリアフリー経路	5
2-3	施設や車両等のバリアフリー化の方針	8
2-4	バリアフリー化のソフト施策	11
3. 地	区別構想	14
3-1	柏駅周辺地区	14
3-2	南柏駅周辺地区	14
3-3	北柏駅周辺地区	14
3-4	豊四季駅周辺地区	14
3-5	新柏駅周辺地区	14
3-6	增尾駅周辺地区	14
3-7	逆井駅周辺地区	15
3-8	高柳駅周辺地区	15
3-9	柏の葉キャンパス駅周辺地区	15
3-10	柏たなか駅周辺地区	15
3-11	沼南庁舎周辺地区	15
4. バ	リアフリー化の推進に向けて	27
4-1	市民が主体的に動くしくみづくり	28
4-2	意見を言い出しやすいしくみづくり	28
4-3	本当に使いやすい施設をつくるためのしくみづくり	29
4-4	バリアフリー化の進捗を継続的に点検・管理する組織づくり	30

参考資料		31
資料 1	策定経緯	31
資料2	バリアフリー新法の基本的枠組み	32
用語の説	明	33

1. バリアフリー基本構想の策定にあたって

1-1 基本構想策定の背景と目的

(1) 背 景

我が国では、急速に高齢化が進展しており、2015年(平成27年)には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。また、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない人とともに活動し、サービスを受けることができる社会の形成が求められています。そのため、高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境の整備が急務となっています。

(2) 交通バリアフリー法からバリアフリー新法へ

本格的な高齢社会の到来と障害者の自立と社会参加の要請を背景に、平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が制定され、鉄道やバス等の公共交通機関と、鉄道駅等の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化が進められてきました。一方、建築物については、平成 6 年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」により、不特定多数の人々や主に高齢者や身体障害者が利用する一定規模以上の建築物についてバリアフリー化が進められてきました。

このように、従来は2つの法律により生活環境のバリアフリー化が進められてきましたが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が平成 18 年に制定されました。

バリアフリー新法は、高齢者や障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、すべての障害者)、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上の促進を図ることを目的としています。

この法律は、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間の新設等の際に、 バリアフリー整備の基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推 進するとともに、鉄道駅を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集積して いる地区(重点整備地区)において、市町村がバリアフリー基本構想を作成することによ り、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。

(3) 基本構想策定の経緯と目的

本市では、平成 12 年に交通バリアフリー法が施行されたことを受け、平成 14 年 9 月 に「柏市交通バリアフリー基本構想」を策定し、これに基づき、関係する事業者と市が協議調整を図り、相互協力のもとでバリアフリー環境の整備を進めてきました。

その後、平成 17 年に旧沼南町との合併による市域の拡大やつくばエクスプレスの開業と、本市の状況が大きく変化しています。また、前述のとおり、平成 18 年にバリアフリー新法が施行されました。

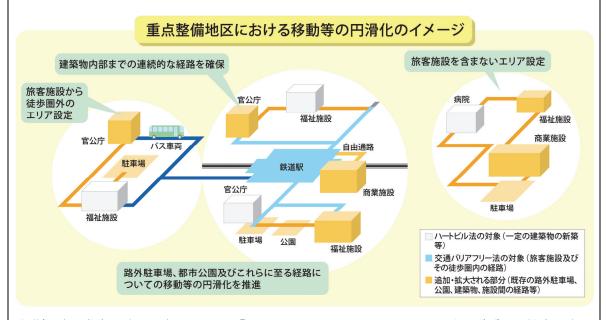
これらを踏まえ、本市におけるバリアフリー環境整備の取り組みを継続・発展させるため、これまでの基本構想を必要に応じて見直すとともに、バリアフリー新法に基づく「柏市バリアフリー基本構想」へ改訂します。

この基本構想は、バリアフリーに関するハードとソフトの基本的な施策を明確にし、できるだけ速やかにかつ効果的にバリアフリー環境を実現していくために策定するものです。そのため、この基本構想では、鉄道駅等の周辺(重点整備地区)を対象としていますが、基本構想の目標や施策の基本的な考え方は、全市に適用することとします。

■バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路(生活関連経路)、バリアフリー化のために実施すべき事業の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な特定事業計画を作成し、バリアフリー化の実現を推進することになります。



出典)時の動き平成 18 年 12 月号「心のバリアフリーによるユニバーサルデザイン社会の実現を目指して」内閣府

1-2 基本構想の位置づけと計画期間

(1) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に 基づき策定するものです。また、上位計画である「柏市第四次総合計画」を踏まえるとと もに、関連する部門計画と整合を図った構想とします。

■バリアフリー基本構想の位置づけ

バリアフリー新法

移動等円滑化の促進に関する基本方針

■ 柏市第四次総合計画

【将来都市像】

「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」

柏市バリアフリー基本構想

(計画期間:平成22年~平成37年)

- 基本構想の目標とバリアフリー化の方針
- 重点整備地区の設定と地区別構想
- バリアフリー化の推進に向けての取り組み
- 柏市都市計画マスタープラン
- 柏市総合交通計画
- 柏市地域健康福祉計画
- 柏市高齢者いきいきプラン21
- ノーマライゼーションかしわプラン
- 柏市次世代育成支援行動計画

バリアフリーへの取り組み

重点整備地区の整備の推進

● 各事業者が特定事業計画 を作成し、事業を実施

ソフト施策の推進

- 市民の意識づくり
- 外出の支援

継続的な発展

- 推進体制の整備
- 継続的な点検・管理

市域全体への展開

バリアフリー環境の実現

(2) 基本構想の計画期間

本基本構想の計画期間は、本市の総合計画及び都市計画マスタープランと整合を図り、 平成22年(2010年)から平成37年(2025年)までとします。

なお、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、計画期間中であっても、見直しをすることがあります。

2. 基本構想の目標とバリアフリー化の方針

2-1 基本構想の目標

(1) 基本構想の目標

バリアフリーのまちづくりを進めていくためには、「まち」と「ひと」が相互に理解し、協力しながらつくっていくことが必要です。バリアフリーのみちが出来ても、そのみちを障害者や高齢者がいきいきと歩いてくれなければ意味をなしませんし、街中で人々が手を貸してあげたり、ゆずりあったりすることで、バリアを感じさせない街になることもあります。

また、人々によって生み出されるバリアもあり、自らがバリアをつくらない意識づく りも重要です。

この基本構想では、バリアフリー新法に基づく施設整備の方針に加え、出かけたくなる意識と、それを支え、受け入れる環境が整った街を目指すための取り組みを目標に加えることとします。

これらのことから、誰もが、いつでも、どこにでも出かけられる環境を目指して、基本理念を"「**街にでかけよう」**-いつでも、どこへでも- "としました。

そして、その取り組みは、行政だけではなく、市民、民間企業、NPO、事業者等全市的な対応で総合的、一体的に行うこととしました。

実現する目標は、大きくは「意識づくり」と「環境整備」2つの柱としています。そして、それらに対応する目標を以下のように設定しました。

基本構想の目標

基本理念:「街にでかけよう」-いつでも、どこへでも-

取り組み姿勢:バリアフリー実現のために、全市的(市民,民間企業,NPO,事業者,行政等)な対応で総合的、一体的に取り組みます

街に出かけようとする意思と 受け入れる市民の意識づくり

- ■バリアフリーの意識を向上させ理解を深めます(学習や教育による)
- ■障害者、高齢者等の外出を支援します
- ■市民との協働により安全で快適な空間をつくります(市民参画による バリアフリーの実現)

安全安心な地域整備と 行動を促す環境整備

- ■バリアフリーによりまちの魅力づくりを行います
- ■障害者の連絡体制を整え、安心できる地域の防犯・防災を向上させます
- ■誰もが自立的に安心して行動できるまちを目指します(主に特定事業の内容)
- ■総合的、横断的にバリアフリー化を進めます

(2) 目標年次

本基本構想は、本市の第四次総合計画、都市計画マスタープランと整合を図り、原則として短期的目標を平成 27 年(2015 年)とし、長期的目標を平成 37 年(2025年)とします。

2-2 重点整備地区とバリアフリー経路

(1) 重点整備地区の設定

- ■重点整備地区の要件(バリアフリー新法)
- 〇牛活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ○生活関連施設及び生活関連施設相互間の経路(生活関連経路)においてバリアフリー 化のための事業が特に必要な地区
- 〇バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に行うことが、総合的な都市機能の 増進を図る上で有効かつ適切な地区



■重点整備地区の設定の考え方

- ○生活関連施設が徒歩圏内に集積する地区は、バリアフリー化の整備の必要性が高い地 区と考えられます。
- ○交通結節点(鉄道駅やバスターミナル)の周辺は、生活圏の中心であり、各生活圏から公共交通機関を利用して、広域的な都市機能が集積する都市拠点(柏駅周辺地区、柏の葉キャンパス駅周辺地区)へ至る経由地であることから、バリアフリー化の整備の必要性が高い地区と考えられます。
- 〇高低差の解消などバリアフリー施設の整備が遅れている鉄道駅は、それらの整備が重要と考えられます。
- 〇鉄道駅周辺において面整備が進められている地区は、その面整備に合わせ、鉄道駅と その周辺の一体的なバリアフリー化の整備が望まれます。



■重点整備地区の設定

①柏駅周辺地区 ⑤新柏駅周辺地区

9柏の葉キャンパス駅周辺地区

②南柏駅周辺地区

⑥增尾駅周辺地区

⑩柏たなか駅周辺地区

③北柏駅周辺地区

⑦逆井駅周辺地区

11沼南广舎周辺地区

4. 豊四季駅周辺地区

⑧高柳駅周辺地区

(2) バリアフリー経路の設定

- ・重点整備地区内において、歩道や通路等の徒歩による移動に利用される経路のうち、バリアフリー化の必要性が高い経路を「バリアフリー経路」として設定します。
- ・バリアフリー経路は、次の考え方に基づき選定します。

■バリアフリー経路選定の考え方

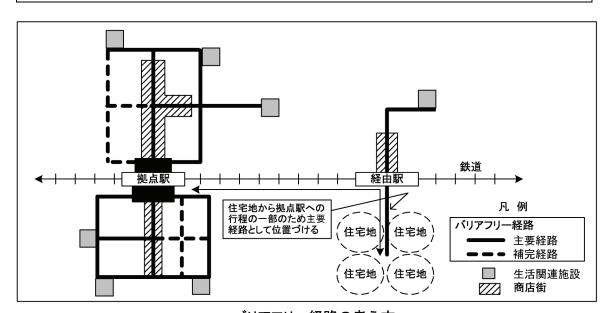
- ○生活関連施設と駅やバスターミナルを結ぶ経路を選定します。
- ○地区内の回遊性を考慮し生活関連施設と生活関連施設を結ぶ経路を選定します。
- ○駅とその周辺を結ぶ歩行者の主動線となる経路を選定します。
- ・また、バリアフリー経路は、バリアフリー主要経路(生活関連経路)とバリアフリー補 完経路(その他の経路)で構成します。各経路は次のように位置づけます。

■バリアフリー主要経路(生活関連経路)

- ○駅やバスターミナルと生活関連施設、生活関連施設と生活関連施設を連絡するバリアフリーの主要経路として設定します。また、柏駅、柏の葉キャンパス駅への経由地となる駅周辺の経路で、駅に至る骨格経路についても位置づけます。
- ○これらの経路は、バリアフリー新法に基づく生活関連経路とします。

■バリアフリー補完経路(その他の経路)

- 〇構造基準を満足しないものの、地区におけるバリアフリーネットワークを形成して いく上で重要な経路を、バリアフリー補完経路として設定します。
- 〇これらの経路は、地形等の状況により、主務省令で定める構造基準を一部満足しない(歩道幅員、縦断勾配等)経路となります。



バリアフリー経路の考え方

(3) 重点整備地区の範囲の設定

・重点整備地区の範囲は、鉄道駅やバスターミナルといった交通結節点を中心とした徒歩 圏内(概ね 500m から 1km)で、生活関連施設及びバリアフリー経路を含む範囲とし、 その区域は、次の考え方で設定します。

■重点整備地区の区域区分の考え方

- ○主要な道路、鉄道等の地形地物を基本とします。
- ○他の関連事業の範囲と整合を図ります。
- ○字界、町丁目界、市境等を考慮します。
- ○ある程度整形なまとまりに配慮します。
- ○沿道の一画地を取り入れます(面的なバリアフリー化を図るため)。
- ○施設の立地状況及びまとまり具合に配慮します。
- ○用途地域に配慮します。
- ○市境との調整を考えます。

2-3 施設や車両等のバリアフリー化の方針

本基本構想の目標の1つである、誰もが自立的に安心して行動できるまちを目指して、 重点整備地区内の生活関連施設やバリアフリー経路において、以下に示す方針に基づき、 施設や車両等のバリアフリー化を推進します。なお、重点整備地区外であっても、各施設 等の新設や改良を行う際は、この方針を適用します。

(1) 公共交通機関

① 鉄 道

- ・駅の出入り口からプラットホームへは充分な通行空間を確保し、平坦性を確保します。
- ・上記の経路において、高低差がある箇所については、エレベーターやスロープを設置します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善を進めます。
- ・階段の段の視認性の改善を進めます。
- ・路線案内、運賃案内、運行情報及び非常時の案内等を視覚情報、聴覚情報として分かり やすく提供していきます。
- ・車いす利用者、視覚障害者などにとって使いやすい券売機への改善を進めます。
- ・多機能トイレの設置を進めます。
- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など主要な経路や施設・設備については、誘導チャイムや音声案内の設置を進めます。
- ・鉄道車両への車いすスペースの設置を進めます。
- ・プラットホームから車両へスムーズに乗降できるように、渡り板の常備を進めます。

② バ ス

- ・バス停にベンチ・上屋を設置します。
- ・ノンステップバスを増やすとともに、その運行案内情報を分かりやすく提供します。
- ・車内での停留所案内を充実します。
- ・高齢者・障害者等への適切な対応を図るための研修や教育・訓練を行います。

(2) 道路

・歩道の段差、勾配、路面の凸凹等を改善し、歩道の平坦性を確保します。

- ・バリアフリー経路の歩道の幅員は 2m以上(やむを得ない場合は 1.5m以上)を確保します。
- ・歩道がない区間は歩行空間を確保し、安全性を高めます。
- ・可能な限り、歩行者と自転車の分離を工夫します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善を行います。
- ・歩行者の動線上にある排水ます等のふたは、溝が細かいグレーチングに変えるなど、改善を行います。
- ・夜間においても、高齢者・障害者等が安全で安心して歩けるように、照明施設の整備に より、歩行空間の適切な明るさを確保します。
- ・路上の障害物を整理し、充分な通行空間を確保します。
- ・バリアフリー化の観点からも、電線類地中化の推進に努めます。
- ・バス停を設ける歩道は、高齢者・障害者等がノンステップバスに円滑に乗降できる構造 にします。
- ・バリアフリー経路の整備にあたっては、わかりやすい案内標識の整備や休憩できるベン チの設置にも配慮しながら進めます。

(3) 駅前広場・バスターミナル

- ・歩道の段差、勾配、路面の凸凹等の改善を行い、安全性を高めます。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置を行います。
- ・路上障害物の整理を行います。
- ・バス停、タクシーのりば等に上屋やベンチを設置します。
- ・障害者用乗降場を確保します。
- ・バス・タクシーのりばの案内や駅周辺の案内のために必要な案内サインを設置します。
- ・エレベーター・エスカレーターなどの昇降施設を整備します。

(4) 交通安全施設等

・必要な箇所に、視覚障害者のための音響信号の設置や音響信号の夜間延長、高齢者や障害者等のための歩行者青時間延長機能の設置、信号待ち時間表示等を行い、横断の利便性向上を図ります。

- ・視覚障害者の利用が多い横断歩道には、エスコートゾーンの設置を進めます。
- ・信号制御装置の設置位置等を確認し、必要に応じ改善を行います。
- ・違法駐車車両の取り締まりを強化します。

(5) 公園

・バリアフリー経路に隣接して一体に利用される主要な公園の出入り口、トイレ等のバリアフリー化を行います。

(6) 建物

- ・バリアフリー新法、千葉県福祉のまちづくり条例、柏市福祉のまちづくりのための施設 整備要綱により指導します。特に重点整備地区内、バリアフリー経路沿道施設について は、重点的に行います。
- ・施設出入り口のバリアフリー化については、特に指導を強化するとともに、公共施設の 出入り口については、すべての施設においてバリアフリー化を図ります。
- ・不特定多数の方が利用する施設のトイレ等は多機能トイレとし、障害者、高齢者、子供 連れ等の方が利用しやすいように誘導していきます。特に、市が管理する障害者対応ト イレについては、ベッドや幼児ポケットの設置など利用しやすく改善を図ります。
- ・商店街など商業業務施設については、商店主・従業員等意識の向上を図り、高齢者・障害者等の利用者の施設内での移動を支援する環境を整備します。
- ・柏市福祉のまちづくりのための施設整備要綱は実状にあわせて見直しを行います。

(7) 駐車場

・比較的大規模な駐車場等は車いす使用者用駐車施設、主要動線における上屋設置等のバリアフリー対応に誘導していきます。

(8) 面整備

- ・市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面整備等を実施する場合には、本基本構想の 内容を取り入れて、一体的にバリアフリー化を図ります。
- ・面整備地区をバリアフリーのモデル地区と位置付けて整備を行います。

2-4 バリアフリー化のソフト施策

障害者や高齢者等の方々がいつでも、どこへでも安心して街のなかを自由に移動できたり、 地域で自立した生活を送るためには、周りの人の見守り、支え合いやちょっとした心づかいが 大切です。

また、障害者や高齢者等だけではなく、さまざまな場面でこまっている人にさりげなく手を 差しのべることは、相手に対する認識と理解が必要になり、誤解を取り除くこころが必要です し、地域においては日頃のコミュニケーションが大切となります。

本基本構想では、市民一人ひとりが地域社会を構成する一員として、人と人とのつながりを もち、共に支えあい、助け合い、さらにハンディキャップに対する理解をはかり、お互いを知 ること、ふれあうこと、見守る活動を促進することにより、バリアフリーのまちづくりをさら に進めていきます。

そのための施策として、以下を定めます。

表 2-1 ソフト施策一覧(その1)

■街に出かけようとする意識と受け入れる市民の意識づくり

	市	国	県	警察	公共交通事業者	学校	商店街・地域	障害者・高齢者	市民等
■ バリアフリーの意識を向上させ理解を深めます									
〇学習・啓発活動の活性化 									
・学校教育の充実(福祉教育のカリキュラム)	•					•			
・手話講座や介助講座、接し方講座等の開催(商店主、一般市民)	•						•		•
・ボランティア育成講座の開催(点字、朗読、要約筆記、手話等)	•						•		•
・障害者を援助、手助けできる啓発パンフレットの作成	•						•	•	•
○交流と「気づき」による意識づくり									
・障害者、高齢者と商店街との交流会(商店会祭り等での交流を含めて)	•						•	•	•
・小中学校の総合学習との連携	•					•			
・PR活動の活発化 → 広報紙への掲載やポスター募集、市民活動センターの活用、 既存の市民活動団体、町会、学校などへのPR	•					•	•	•	•
・市民団体による出前講座や、近隣センターでのバリアフリー講座の開催	•							•	•
・バリアフリー点検ワークショップや懇話会などで気づきを誘発 → 人が集まる楽しい・目立つ企画、身近な地域単位の気軽な企画 → 開催回数を増やす	•	•	•	•	•	•	•	•	•
・イベント等での交流促進(地域別、一般市民、団体相互)	•						•	•	•
・社会福祉法人、健康推進活動の活用	•						•	•	•

表 2-2 ソフト施策一覧(その2)

■街に出かけようとする意識と受け入れる市民の意識づくり つづき

	市	国	県	警察	公共交通事業者	学 校	商店街・地域	障害者・高齢者	市民等
■ 障害者、高齢者等の外出を支援します									
〇直接的な外出支援	1								\square
・福祉タクシー等の助成	•								
・こらくだくん(福祉車両)の活用	•								
・あかちゃんほっとステーションの設置	•								
・ガイドヘルパー派遣の充実(知的障害者向けを新設等)	•								
·手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣	•								
〇情報提供の充実による外出支援	•								
・ボランティア活動等の情報提供 (インターネット、メール、ホームページ)	•								
・近隣センターを利用しての情報提供	•						•		
・身障者手帳交付時に外出マップの配布	•								
·広報の充実(点字、声、HP での配慮等)	•								
·メールマガジンの発行、商店街HP の充実							•		•
・パソコンや携帯電話メール等の障害者高齢者向け講習や利用促進	•								•
・バリアフリーマップ作成 → バリアフリー経路、トイレ、車いす通行不可の位置など	•					•	•	•	•
・○○あります、できますシール表示 (トイレ貸します、手話できます等)	•						•		•
·交通情報の充実 → ノンステップバスの情報、駅・バス停での近接情報、緊急情報等	•				•				
市民との協働により安全で快適な空間をつくります(市民参画によるバリアフ	リー	り実現	見)						
・見守り、支援(やさしい声かけ)の促進	•					•	•		•

表 2-3 ソフト施策一覧(その3)

■安全安心な地域整備と行動を促す環境整備

	市	围	県	警察	公共交通事業者	学校	商店街・地域	障害者・高齢者	市民等
■ パリアフリーによりまちの魅力づくりを行います									
○商店街の環境整備									
・空き店舗利用による障害者休憩所や作業所、子供預かり所設置	•						•		
・バリアフリー経路のネットワーク化による回遊性の支援 (バリアフリー整備)	•								
・施設入り口や施設内のバリアフリー化の促進	•						•		•
・柏地区の歩行者天国等、みちの使い方の検討	•			•			•	•	•
・バリアフリーと都市景観の調和づくり (植栽、ベンチ、舗装材、舗装の色等)	•						•	•	•
・障害者や高齢者のまちなか移動支援 (タウンモビリティ)	•						•	•	•
・地域通貨の検討	•						•		•
〇駐輪やはみ出し看板の対策									
・商店街、市民、行政、警察との協力体制の確立	•	•	•	•			•		•
・駐輪、はみ出し看板のルールづくり	•						•	•	•
・環境美化パトロール (整理や注意等)	•			•			•		
・駐輪、はみ出し看板の取り締まり強化	•			•			•		•
・チェーン店本社への自粛要請	•								
・ 自粛ステッカーやマナー冊子の配布	•						•		•
・市民参加のバリアフリー活動 → 路上妨害物の排除活動、誘導ブロック・サインの洗浄など	•						•	•	•
■ 障害者の連絡体制を整え、安心できる地域の防犯・防災を向上させます									
・地域の防犯・防災体制の確立	•						•		•
・緊急時の情報提供、通信連絡体制の充実	•						•	•	•
· 高齢者・障害者等に対する防災マニュアルの策定	•						•	•	•

3. 地区別構想

3-1 柏駅周辺地区

柏駅周辺地区は、市役所等の官公庁施設や商業・業務施設が集積しており、本市の都市拠点 (中心市街地)に位置づけられています。本地区では、商業・業務施設が集積する中心市街地 と市役所等を含む範囲を重点整備地区に設定し、駅を中心として中心市街地内を回遊する経路 と駅から市役所等までの経路をバリアフリー経路に位置づけ、駅周辺の一体的なバリアフリー 化を推進します。

3-2 南柏駅周辺地区

南柏駅周辺地区は、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられています。本地区では、生活圏内から広域的な都市機能が集積する都市拠点への経由地として、駅に至る骨格経路をバリアフリー経路に位置づけ、駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-3 北柏駅周辺地区

北柏駅周辺地区は、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられており、駅北側では土地区画整理事業による面整備が進められています。また、駅南側には、福祉施設、病院、文化施設、公園等が立地しています。これらの施設が立地している範囲と面整備の範囲を重点整備地区に設定し、駅と施設を結ぶ経路と面整備内の駅に至る骨格経路をバリアフリー経路に位置づけ、駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-4 豊四季駅周辺地区

豊四季駅周辺地区は、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられています。本地区では、生活圏内から広域的な都市機能が集積する都市拠点への経由地として、駅に至る骨格経路をバリアフリー経路に位置づけ、駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-5 新柏駅周辺地区

新柏駅周辺地区は、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられています。本地区では、生活圏内から広域的な都市機能が集積する都市拠点への経由地として、駅に至る骨格経路をバリアフリー経路に位置づけ、駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-6 增尾駅周辺地区

増尾駅周辺地区は、公共交通の結節点であり、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられています。また、福祉施設であるほのぼのプラザ増尾が立地しています。本地区では、生活圏内から広域的な都市機能が集積する都市拠点への経由地として、駅に至る骨格経路で、増尾駅から福祉施設までの経路をバリアフリー経路に位置づけ、駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-7 逆井駅周辺地区

逆井駅周辺地区は、公共交通の結節点であり、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられています。本地区では、生活圏内から広域的な都市機能が集積する都市拠点への経由地として、駅に至る骨格経路をバリアフリー経路に位置づけ、駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-8 高柳駅周辺地区

高柳駅周辺地区は、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられており、駅西側では土地区画整理事業による面整備が進められています。本地区では、生活圏内から広域的な都市機能が集積する都市拠点への経由地として、駅に至る骨格経路をバリアフリー経路に位置づけ、面整備と合わせて駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

なお、高柳駅は、現在、東側に改札口がありますが、土地区画整理事業により西口駅前広場が整備されるため、駅東西の連絡確保が課題です。今後、西口駅前広場の整備に合わせ、東西自由通路の整備など、駅東西の連絡確保の実現に向けて、柏市や鉄道事業者等の関係者が協力し、検討を進める必要があります。

3-9 柏の葉キャンパス駅周辺地区

柏の葉キャンパス駅周辺地区は、本市の都市拠点に位置づけられており、駅周辺では土地区 画整理事業による面整備が進められています。また、駅からの徒歩圏内には、大規模な商業施 設や病院が立地しています。本地区では、これらの施設が立地している範囲を重点整備地区に 設定し、駅を中心に徒歩圏内を回遊する経路と駅から病院までの経路をバリアフリー経路に位 置づけ、面整備と合わせて駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-10 柏たなか駅周辺地区

柏たなか駅周辺地区は、日常的な生活サービス機能が集積する生活圏の中心に位置づけられており、駅周辺では土地区画整理事業による面整備が進められています。本地区では、生活圏内から広域的な都市機能が集積する都市拠点への経由地として、駅に至る骨格経路をバリアフリー経路に位置づけ、面整備と合わせて駅周辺の一体的なバリアフリー化を推進します。

3-11 沼南广舎周辺地区

沼南庁舎周辺地区は、沼南庁舎、沼南公民館等の施設が集積する地区で、また、バス交通等の結節点となっているバス乗継場もあり、生活圏の中心に位置づけられています。本地区では、これらの施設とバス乗継場を含む範囲を重点整備地区に設定し、バス乗継場から各施設までの経路をバリアフリー経路に位置づけ、一体的なバリアフリー化を推進します。

図 3-1 柏駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

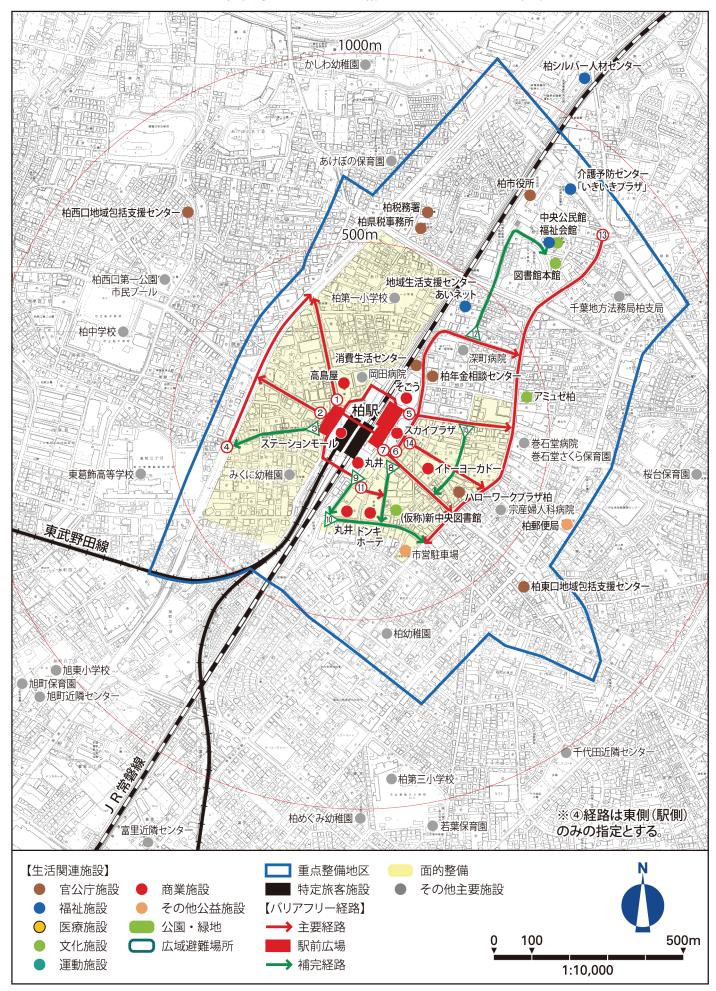


図 3-2 南柏駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

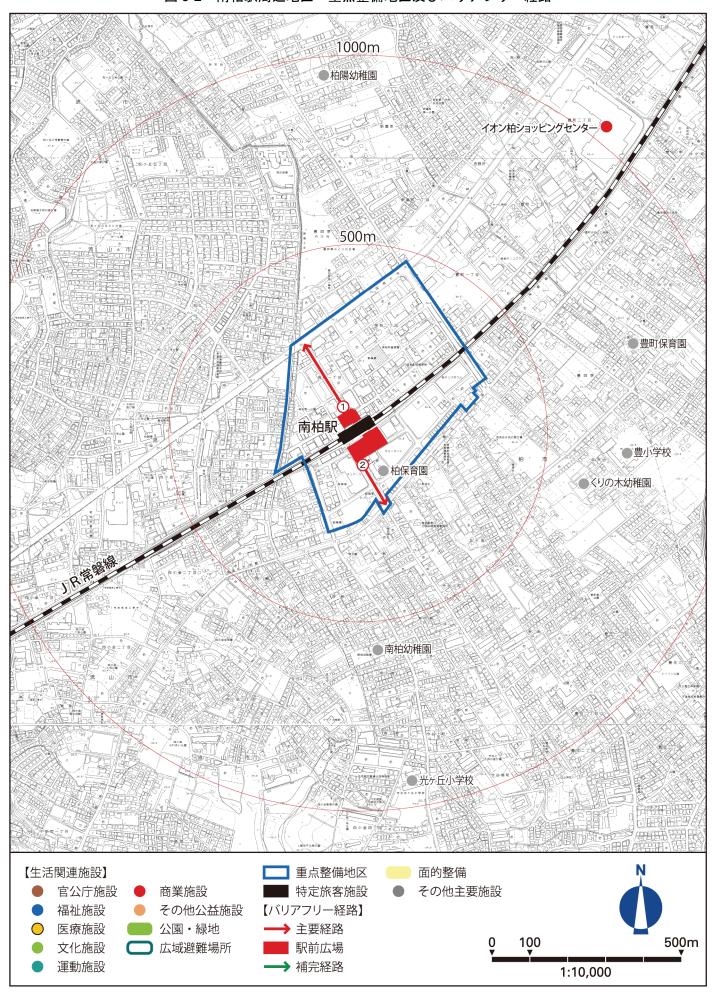


図 3-3 北柏駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

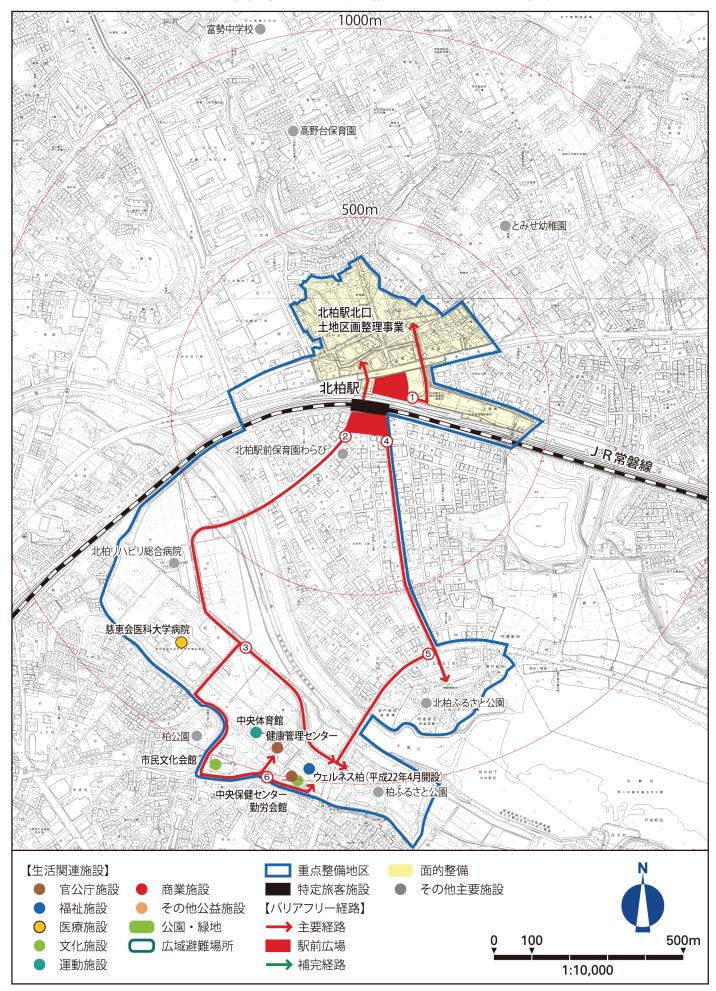


図 3-4 豊四季駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

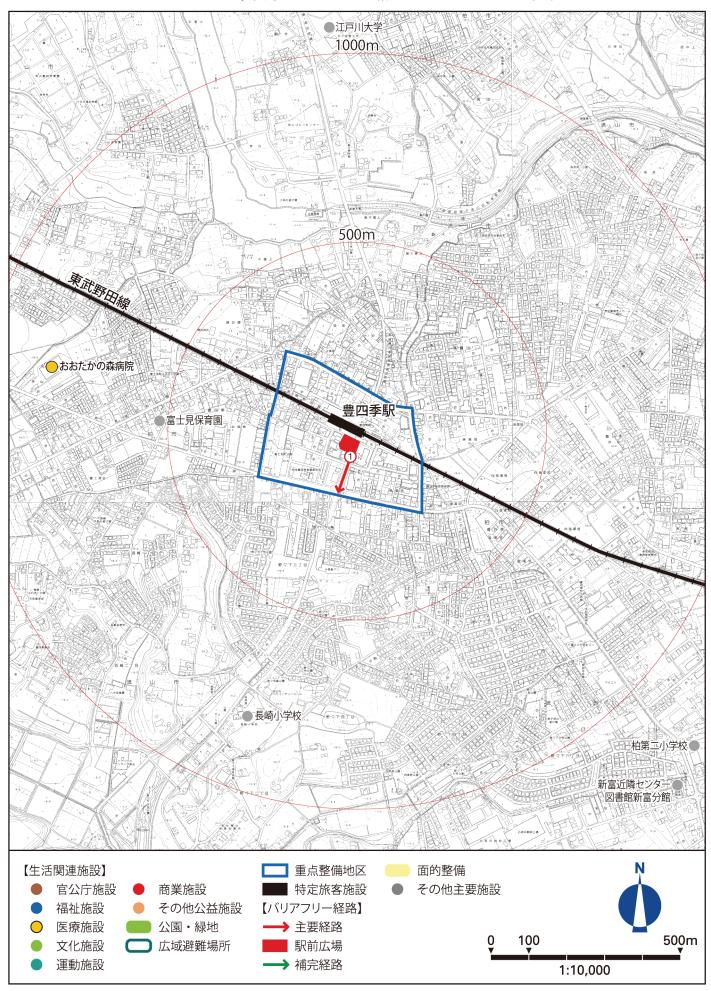


図 3-5 新柏駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

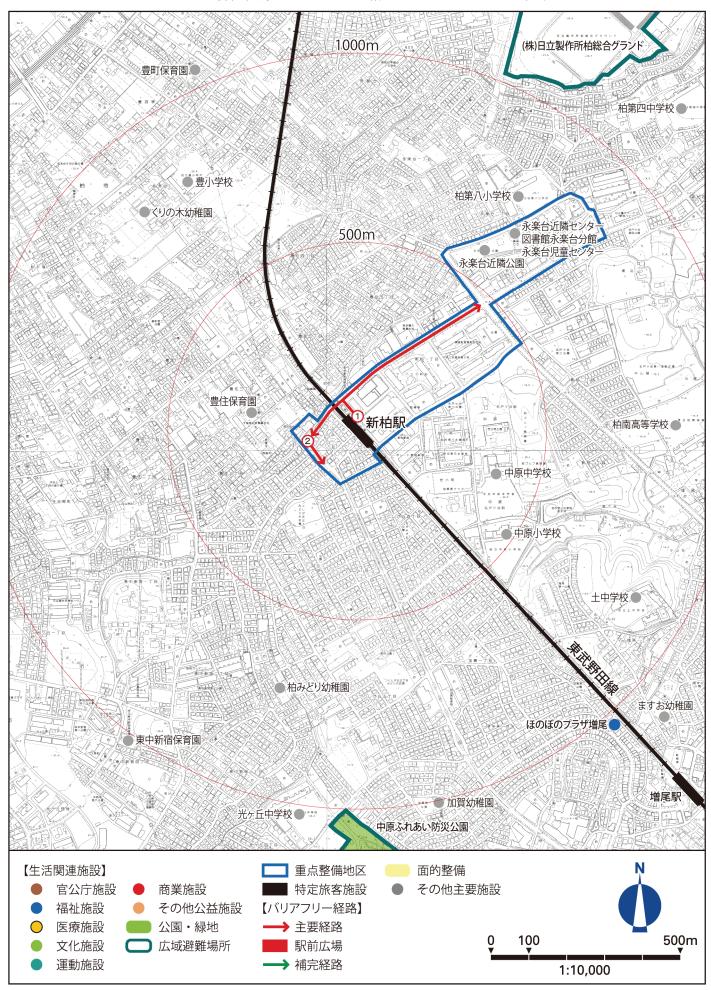


図 3-6 増尾駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

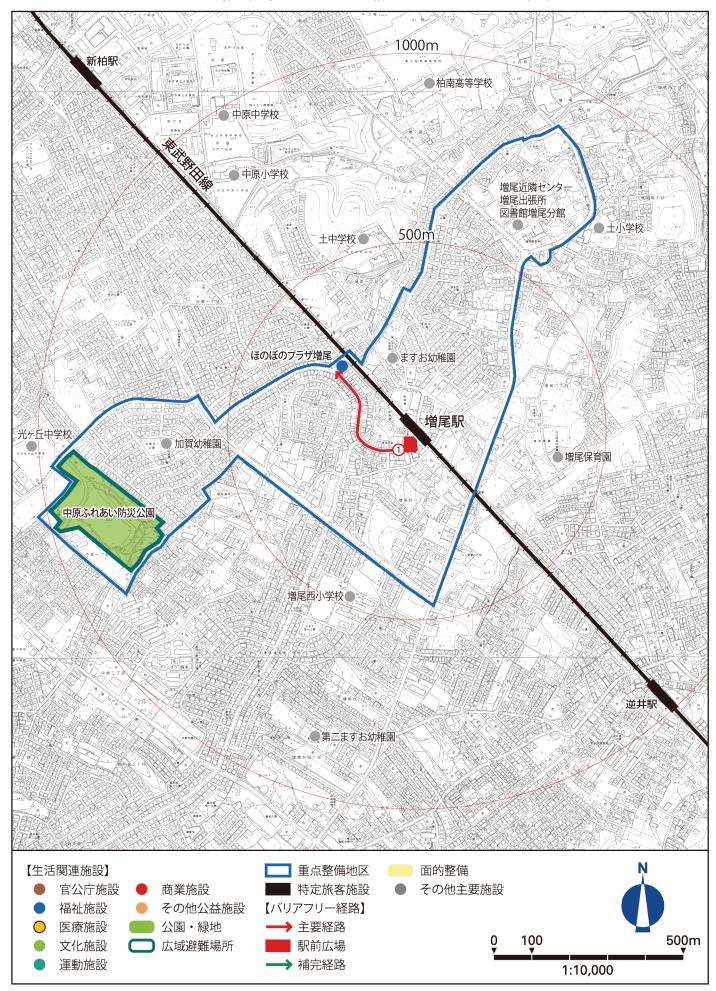


図 3-7 逆井駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

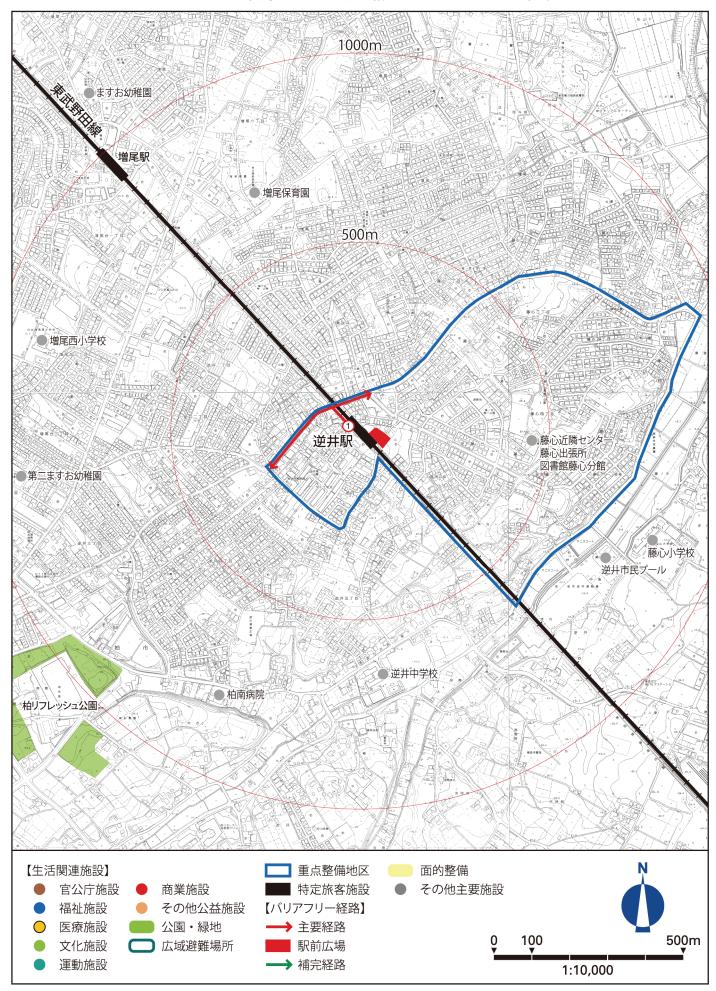


図 3-8 高柳駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

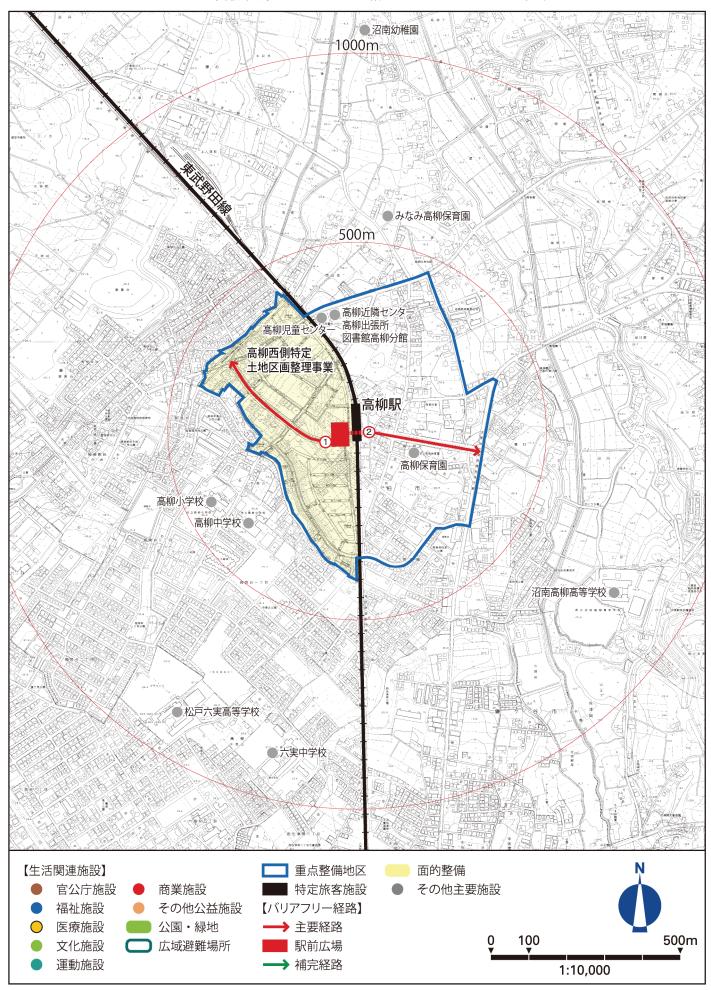


図 3-9 柏の葉キャンパス駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

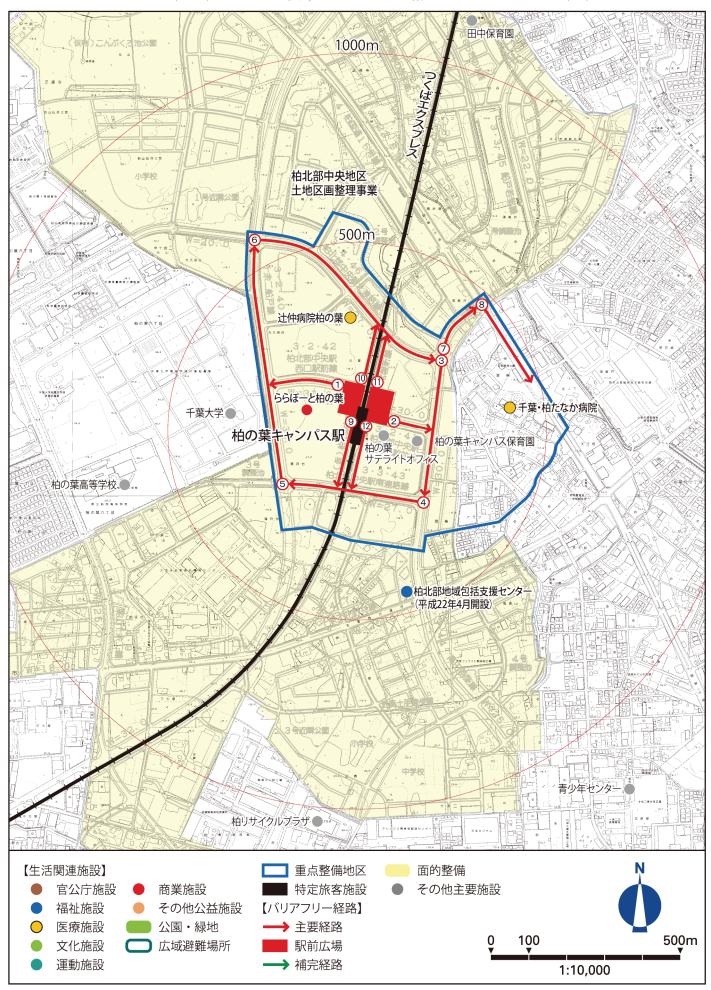


図 3-10 柏たなか駅周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路

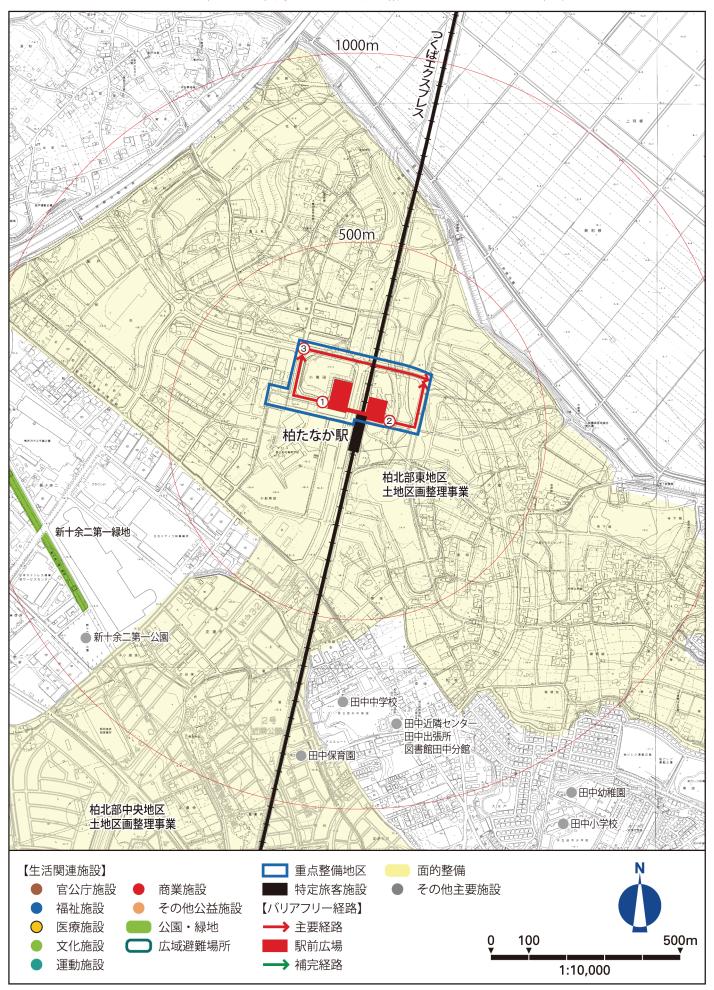
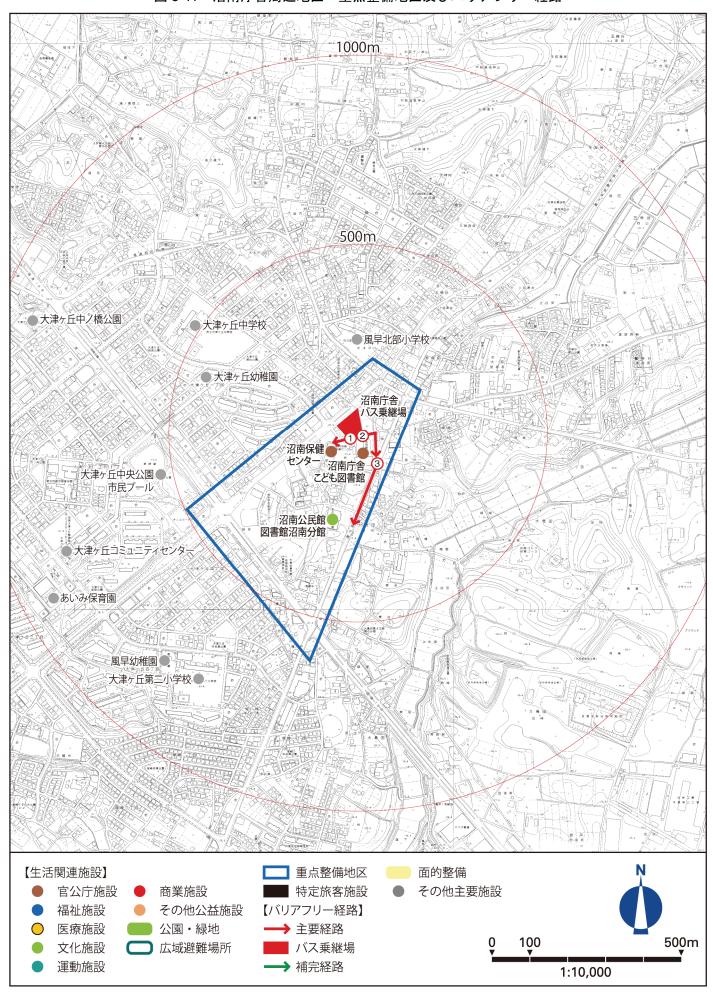


図 3-11 沼南庁舎周辺地区 重点整備地区及びバリアフリー経路



4. バリアフ<u>リー</u>化の推進に向<u>けて</u>

バリアフリー新法では、スパイラルアップによるバリアフリー化の推進が新たに位置づけられました。このスパイラルアップとは、計画づくり・設計 ⇒ 実施⇒ 評価 ⇒ 評価を踏まえた改善という段階を積み重ねて、バリアフリーを継続的に発展させていくことをさします。

このような継続的な発展を積み重ねていく過程では、基本構想の目標にも掲げるように、市民や行政を含む各主体が「総合的、横断的にバリアフリー化」に取り組むことが重要であり、そのために、以下をすすめていきます。

スパイラルアップのイメージ 評価 実施 計画・設計 実施 実施 計画・設計 実施

■各段階で利用者の意見を反映させるために

- 1) 市民が気づき・市民が主体的に動くしくみづくり
 - ・市民の主体的な参画を促すしくみづくり・参加意識づくり
 - ・市民の気づきの誘発や研修のきっかけづくり
- 2) 意見を言い出しやすいしくみづくり
 - ・市民が意見を言いやすいしくみづくり
- 3) 本当に使いやすい施設をつくるためのしくみづくり
 - ・設計・整備担当者や管理担当者が利用者の意見を聴ける・聴くしくみづくり

■全体の流れをチェックするために

4) バリアフリー化の進捗を継続的に点検・管理する組織づくり

4-1 市民が主体的に動くしくみづくり

現在バリアフリーに係る活動をしている人からは、知ること・気づくことがその活動のきっかけになったという声が多く聴かれます。そのため、知ることを促す PR 活動や講座の開催、気づきを誘発するような体験活動(バリアフリー点検など)を進めていきます。

具体的には、2-4(26ページ)にあげたような、以下の活動があげられます。

交流と気づきによる意識づくりにもとづく主体的に動くしくみづくり(再掲)

- 障害者、高齢者と商店街との交流会(商店会祭り等での交流を含めて)
- 小中学校の総合学習との連携
- PR 活動の活発化 (市報への掲載やポスター募集、既存の市民活動団体、町会、学校などへの PR)
- 市民団体による出前講座や、近隣センターでのバリアフリー講座の開催
- バリアフリー点検ワークショップや懇話会などで気づきを誘発 (人が集まる楽しい・目立つ企画、身近な地域単位の気軽な企画、回数を増やす)
- イベント等での交流促進(地域別、一般市民、団体相互)

さらに、これらの活動をきっかけに活動したい人がどうすればよいか、参加できる団体はど こにあるかといった情報提供も進めます。

4-2 意見を言い出しやすいしくみづくり

意見を言いたくともどこに言えばいいのかわからない、直接言うのは気がひけるといった バリアを解消するため、また、意見を出したその後がわからないといったことに対応するため、以下を検討します。

市民が意見を言いやすいしくみづくり

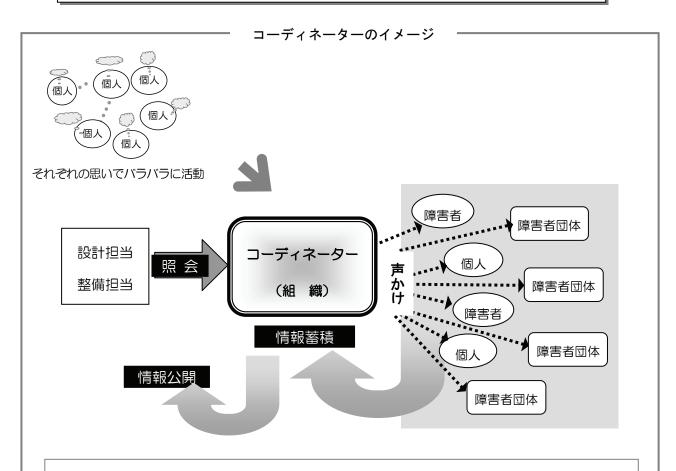
- バリアフリー相談窓口の設置
- 市民と行政、市民と市民の間を橋渡しする人(相談員など)を置き、
 - ・当事者の間に立って、意見を適切に受けとめ・適切な相手に受け渡す
 - ・必要な場合は、写真を撮れない障害者などのかわりに現状を確認
 - ・意見を出した後の経過も把握

4-3 本当に使いやすい施設をつくるためのしくみづくり

基準どおりだが使いにくいといった難点を解消するため、設計・整備担当者や管理担当者が 利用者の意見を聴く・聴けるしくみづくりを検討していきます。

設計・整備担当者や管理担当者が利用者の意見を聴く・聴けるしくみづくり

- 計画の早い段階で、利用者に意見を求めるしくみづくり
- 多様な障害種類・複数の障害者団体からの意見を求めるしくみづくり
- 誰もが内容を知ることができる広報手段の確保(図示、SPコードなど)
- 情報を公開できる場の確保(広報 掲示板・バリアフリー情報コーナー、ホームページなど)
- 組織間・団体間で情報を共有できる場・しくみづくり
- 情報を蓄積できるしくみづくり
- 設計・整備担当者が情報を聴く際の窓口になる組織づくり



- ・設計・整備担当者が情報を聴く際の窓口
- ・各種障害横断的に関係者や市民をコーディネート(意見を求める、活動への参加を求めるなど)
- ・バリアフリーチェックや進捗などに係る情報を収集・蓄積・提供、改善事例も蓄積

4-4 バリアフリー化の進捗を継続的に点検・管理する組織づくり

基本構想の進捗を継続的に管理するには、管理を担う常設の組織を設け、進捗管理委員会のような検討会を定期的に開催していくといった体制が必要とされます。

そのため、このたびの基本構想検討協議会を進捗管理組織へ移行させるなどにより、新たな常設組織の設置を進めます。

さらに、バリアフリー化の進捗状況を現場点検したり、課題解決策、より望ましい改善策を 提案したりする、点検・管理ワーキンググループを設けることについても、検討していきます。

バリアフリー化の進捗を継続的に管理する組織づくり

【市全体を対象とした進捗管理組織】

組織化:今回の基本構想検討協議会を、新たな進捗管理組織・協議組織に移行させる。

役割:定期的に進行管理会議を開催し、バリアフリー化の進捗状況を把握し、必要なアドバイスを行う。

【点検・管理ワーキンググループ】

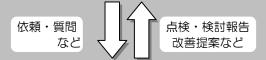
組織化: 地区社会福祉協議会やふるさと協議会、町会など地区組織におけるバリアフリーへの理解を高め、バリアフリー部会のような内部組織を設けるなど、地域からの バリアフリーの取り組みや活動を検討する。

> このほかにもバリアフリー化の進捗を点検・進捗管理するためのワーキング グループを運営していく。(想定されるメンバー構成:市民、関係団体、専門家、 取り組みの発表会などをきっかけにした希望者など)

役 割:現場の点検、課題解決策や改善策の検討・提案など

市全体を対象とした進捗管理組織

- ・学識経験者・各種障害者
- ・市民(高齢者や子育て層を含む)
- ・ 庁内関係各課連絡会 代表



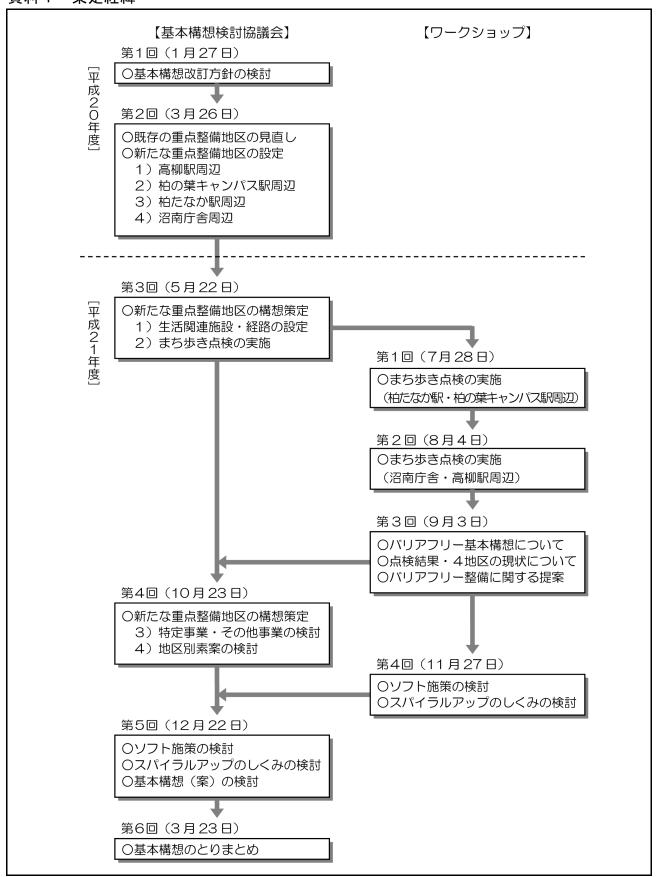
点検・管理ワーキンググループ

地区別のワーキンググループ



参考資料

資料1 策定経緯



「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- ●公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者 が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ●市町村が作成する基本構想の指針

関係者の青務

- ●関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- ●心のバリアフリーの促進【国及び国民】

地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

- ●移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ●移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準谪合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ●旅客施設及び車両等 ●一定の道路 (努力義務はすべての道路) ●一定の路外駐車場
- ●都市公園の一定の公園施設(園路等) ●特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特 定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物 (事務所ビル等の多数の人が利用する建築物) の建築等に際し移動 等円滑化基準に適合させる努力義務(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案 協議会 市町村、特定事業を実 基本構想(市町村) 協議 施すべき者、施設を利 ●旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所 用する高齢者、障害者 在する一定の地区を重点整備地区として指定 等により構成される協 ■重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 議会を設置 事業の実施 ●公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事 業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業) ●基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務 移動等円滑化経路協定 支援措置 重点整備地区内の土地の所有者等が締結す ●公共交通事業者が作成する計画の認定制度●認定を受けた事業に対し、 る移動等の円滑化のための経路の整備又は

※赤字がハートビル法・交通バリアフリー法からの拡充部分

管理に関する協定の認可制度

出典)時の動き平成 18 年 12 月号「心のバリアフリーによるユニバーサルデザイン社会の実現を目指 して」内閣府

用語の説明

【あ行】

エスコートゾーン

横断歩道の真ん中に道路全幅にわたって 触覚マーカ(突起帯)を敷設した設備で、 視覚障害者の道路横断を支援するもの。

音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示 が継続していることを音響により伝達する ことができる装置を付加した信号機のこと。

【か行】

グレーチング

道路等の排水施設に用いられる鋼材を格子状に組んだ蓋のこと。

【さ行】

視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状、点状の突起をもったブロックのこと。

弱者感応信号機

高齢者等が専用の押ボタンを押したり、ペンダント式の発信器を操作することにより、歩行者の青時間が約 1.5 倍程度延長される信号機のこと。

スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

【た行】

多機能トイレ

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、だれもが円滑に利用できる構造の

トイレで、オストメイト(人工肛門や人工 膀胱を利用している人)用の洗浄器や乳幼 児用ベビーベッドなどの機器を備えたもの。

【な行】

ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う 人々を当然に包含するのが通常の社会であ り、そのあるがままの姿で、ほかの人々と 同等の権利を享受できるようにするという 考え方。

ノンステップバス

乗降口の階段をなくし乗降を容易にした バス車両のことで、床の高さが地上から概 ね35cm以下のもの。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

【わ行】

ワークショップ

あるテーマに向かって、多様な立場の 人々が参加し、共同作業などを通じてアイ デアや意見を出し合いながら、課題発見や 計画づくりなどを進めていく方法。

柏市バリアフリー基本構想〈概要版〉

平成22年3月 発行

編集・発行 柏市 まちづくり事業本部 まちづくり企画課 〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号 IELO4-7167-1111